

令和2年5月1日

市内保育施設利用保護者 各位

岩沼市長 菊地 啓夫  
(公印省略)

### 保育所等の利用自粛期間の延長について (通知)

当市の児童福祉行政におきましては、日ごろから御理解御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年4月23日付け「緊急事態宣言期間中の保育所等の利用自粛について (要請)」において、保育所等 (保育所、認定こども園 (保育所機能部分)、小規模保育事業) の利用自粛の要請を行っていましたが、現時点におきましても、市内において感染者は確認されていないものの、首都圏の感染者数は未だ高い水準にあり、予断を許さない状況が続いております。

このような状況から、令和2年5月6日までとしておりました利用自粛要請の期間を下記のとおり延長いたしますので、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 保育所等の利用自粛期間の延長について

(1) 期 間	・令和2年4月25日から令和2年5月6日 → <b>令和2年5月31日に延長</b>
(2) 対 象	・保護者の勤務先が宮城県の休業要請等を受け、休業が行われた保護者 ・テレワーク等在宅勤務等を行う保護者 ・その他家族や親戚等に子育ての協力を得られるなど、家庭での保育が可能な保護者

#### 2. 保育所等の利用制限について

令和2年4月23日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る保育所等の利用制限について (通知)」を御覧ください。

担当：岩沼市健康福祉部子ども福祉課

TEL:0223(22)1111 内線 397